右 右

右

右右右右右右右右

猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の開催

(生活環境課) ...

同

公安委員会

家畜伝染病薬浴の実施......

犯罪被害者等早期援助団体の指定.

第三千二百十号

平成一 (金曜日) (金曜日)

家畜伝染病検査の実施...... 農業振興地域の指定の一部改正..... 救急病院の設置...... 告 目 示 次 (医療薬務課) (構造政策課) ... 同同 同同同同 同同同同同 課 : : : : : : : : : 껃 ≕.

青森県告示第百四十七号

ıΣ 救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚生省令第八号) 第一条第一項の規定によ 次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

平成二十二年三月十二日

平成二十五年三月十一日	の 三	丁目	青森市新町	町 病 院	村上新
認定の有効期限	地	在	所	称	名

青森県知事

Ξ

村

申

吾

青森県告示第百四十八号

次のように改正する。 昭和四十六年二月二十日青森県告示第百三十九号 (農業振興地域の指定) の一部を

平成二十二年三月十二日

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

字天宝」を通り、「字三メ川原」を「字三貫川原」に、 字常盤、大字徳下、大字富柳、大字福島、大字福舘、大字水木、大字三ツ屋、大字若 うに改める。 松、大字増館、大字郷山前及び大字吉野田」に改め、「、字西豊田、字南豊田」及び 「、字浅田」を削り、「および字醴田」を「及び字下川原」に改め、 66②の表中「および大字柏木堰」を「、大字柏木堰、大字久井名舘、大字禅、大 小西岬田、小西岬田、小浜田及び竹岬田」に改め、同表の大字葛野の項を次のよ に、「字真那板緑」や「字真那板縁」に、 「および字北真那板」を「、字北真那 「予郷土川原」を「予郷土川 「、字東杉山、

大字葛野
字新岡元、字前田及び字岡元の区域内の土地であつて次の図面(第5号図)の緑色で着色した部分に該当するものの区域

7を削り、8を7とし、9を8とし、10を9とし、 11を10とし、 12を11とし、 13 を

示

2 ) ( 次のとおりブルセラ病及び結核病検査を受けることを命ずる。 青森県告示第百四十九号 12とし、14を13とする。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により

平成二十二年三月十二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

2

実施の目的

ブルセラ病及び結核病発生予防のため

実施する区域 青森県一円

Ξ 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 健衛生所長が指定するもの (生後九十日未満のものを除く。) 実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、 家畜保

県

森

実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛 (生後九

2 十日未満のものを除く。

3 実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

青

兀

実施の期日

所長が指定する日 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、ブルセラ病については凝集反応検査

(急速凝集反応)、結核病についてはツベルクリン検査

青森県告示第百五十号

家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により

次のとおりヨーネ病検査を受けることを命ずる

平成二十二年三月十二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

実施の目的

ヨー ネ病発生予防のため

実施する区域

\_ 青森県一円

Ξ 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

用牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

乳用雌牛及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の肉

実施区域内で搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している六か月齢以上の

実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

兀 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

検査の方法

所長が指定する日

五 家畜保健衛生所長が指定する場所において、ヨーニン検査又はスクリーニング法、

エライザ法による検査

青森県告示第百五十一号

家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、

次のとおり伝達性海綿状脳症検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

青森県知事  $\equiv$ 村 申 吾

実施の目的

伝達性海綿状脳症発生予防のため

\_ 実施する区域

青森県一円

実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲

Ξ

牛海綿状脳症対策特別措置法第六条第一項に基づく届出の対象となる牛

兀 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで

) 平成22年3月12日 金曜日

> 五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

青森県告示第百五十二号

次のとおり馬伝染性貧血検査を受けることを命ずる 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により

平成二十二年三月十二日

青森県知事  $\equiv$ 村

馬伝染性貧血発生予防のため 実施の目的

実施する区域 青森県一円

Ξ 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

2 1 の馬と同一施設内で飼育している馬 実施区域内で種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄馬及びこれ 実施区域内で繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌馬及びこれら

らの馬と同一施設内で飼育している馬

3 実施区域内で競馬法 (昭和二十三年法律第百五十八号) による競馬に出場する

4 実施区域内で飼育又は放牧等している馬で、家畜保健衛生所長が指定するもの

兀 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

五 所長が指定する日 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、寒天ゲル内沈降反応検査

( 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、

青森県告示第百五十三号

次のとおり馬パラチフス検査を受けることを命ずる。

申 吾

兀 実施の期日

所長が指定する日 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

検査の方法

青森県告示第百五十四号

次のとおり馬伝染性子宮炎検査を受けることを命ずる。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、

平成二十二年三月十二日

吾

馬伝染性子宮炎発生予防のため

実施の目的

\_ 実施する区域

青森県一円

Ξ 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定する

兀 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

平成二十二年三月十二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

実施の目的

馬パラチフス発生予防のため

= 実施する区域

Ξ 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 青森県一円

実施区域内で飼育している繁殖の用に供する馬で、家畜保健衛生所長が指定する

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査 (急速凝集反応)

五

青森県知事 Ξ 村 申

五

所長が指定する日 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び細菌検査

\_

実施する区域

青森県一円

Ξ

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

兀

実施の期日

青森県告示第百五十五号

次のとおりオーエスキー 病検査を受けることを命ずる 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号)

第五条第一項の規定により

五

検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、エライザ法による検査

所長が指定する日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

平成二十二年三月十二日

青森県知事 Ξ 村

申

吾

実施する区域 オーエスキー 病発生予防のため

実施の目的

青森県一円

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している豚で、家畜保健衛生所長が指定するもの

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五

青

兀

実施の期日

検査の方法 家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百五十六号

家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により

平成二十二年三月十二日

次のとおり豚コレラ検査を受けることを命ずる

青森県知事

Ξ

村

申

吾

実施の目的

豚コレラの発生予防のため

青森県告示第百五十七号

次のとおり高病原性鳥インフルエンザ検査を受けることを命ずる。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、

平成二十二年三月十二日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

実施の目的

高病原性鳥インフルエンザ発生予察のため

\_ 実施する区域

青森県一円

Ξ 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所長が指定するもの

兀 実施の期日

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日 検査の方法

五

家畜保健衛生所長が指定する場所において、血清抗体検査及びその他必要な検査

青森県告示第百五十八号

家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、

次のとおり家きんサルモネラ感染症検査を受けることを命ずる。

平成二十二年三月十二日

実施の目的

家きんサルモネラ感染症発生予防のため

実施する区域

青森県一円

Ξ 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している鶏で、家畜保健衛生所長が指定するもの

兀

実施の期日

五 所長が指定する日 検査の方法 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

家畜保健衛生所長が指定する場所において、凝集反応検査 (急速凝集反応)

青森県告示第百五十九号

次のとおりみつばちの腐蛆病検査を受けることを命ずる。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第一項の規定により、

平成二十二年三月十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

実施の目的

みつばちの腐蛆病発生予防のためふそ

実施する区域

青森県一円

実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育しているみつばちで、 家畜保健衛生所長が指定するもの

兀 実施の期日

(

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、 肉眼的検査及びその他必要な検査

青森県告示第百六十号

青森県知事

Ξ

村

申

吾

次のとおりアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第五条第 一項の規定により、

平成二十二年三月十二日

行熱検査を受けることを命ずる。

青森県知事

Ξ

村

申

吾

実施の目的

アカバネ病、 チュウザン病、 アイノウイルス感染症、 イバラキ病及び牛流行熱発

生予察のため

二 実施する区域

青森県一円

Ξ 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼育している牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

兀 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までのうち、家畜保健衛生 実施の期日

所長が指定する日

五 検査の方法

家畜保健衛生所長が指定する場所において、臨床検査及び血清学的検査

青森県告示第百六十一号

次のとおり牛の薬浴を受けることを命ずる。 家畜伝染病予防法 (昭和二十六年法律第百六十六号) 第六条第一項の規定により、

平成二十二年三月十二日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

- 6 (

## 牛体ダニ駆除 実施の目的 (タイレリア病発生予防) のため

七月二十七日

11

11

弘前警察署 弘前管察署

九 月 九日 "

11

"

## 実施する区域

実施の対象となる家畜の種類及び範囲 青森県一円

Ξ

### 兀 実施の期日

### 五 薬浴の方法

定する日 平成二十二年四月一日から同年十一月三十日までのうち、家畜保健衛生所長が指

実施区域内で放牧されている牛で、家畜保健衛生所長が指定するもの

# 家畜保健衛生所長が指定する場所において、噴霧又はプアオン

### 公 安 委 員

会

## 青森県公安委員会告示第二十号

三十三年政令第三十三号)第十七条第二項の規定により公表する。 ıΣ

平成二十二年三月十二日

六平 月成	年	88
月成 六二 日十	月	開
年	日	
十か <del>午</del> 五ら前	受	催
分午八 ま前時	付	
で八三時十	時	
五分	間	日
後午 四前	講	
  時九  ま時	習	
でか	時	時
でから午	間	
青九青 森の森 県七市	i	<b></b>
株市大字荒川字花 が は が は が は が は の と が と が と が と が と で と で と り で と で り で り で り で り で り で り	3 E	Z E
会	‡	易

いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令 (昭和 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第五条の三第一項の規定によ 猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱

### 青絑県公安委員会委員長 冏 保 耀

子

## 講習会の日時及び場所

六月六日 一年 二年	年 月 日	開
十五分まで から午前八時五 十五分まで ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	受 付 時 間	催日
後四時まで	講習時間	時
ー 青森県総合社会教育セン 青森県総合社会教育セン	計	
у –		

## 講習科目

## 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 2
- 猟銃用火薬類に関する法令
- Ξ 受講者の資格

## けようとする者 青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可を受

### 兀 受講手続

1

- 撮影年月日を記入したもの) 二枚を添えて提出すること。 に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び 署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真 (提出前六月以内 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察
- 五 講習修了証明書の交付 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

したかどうかを考査し、これらの科目を修得したと認められる場合に交付する。 講習修了証明書は、講習会における講習を受けた者について、所定の科目を修得

## 青絲県公安委員会告示第二十一号

三十三年政令第三十三号) 第十七条第二項の規定により公表する。 いに関する講習会を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令 (昭和 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和三十三年法律第六号) 第五条の三第一項の規定によ 猟銃又は空気銃の許可の更新を受けようとする者に対する猟銃及び空気銃の取扱

ıΣ

## 平成二十二年三月十二日

### 青絲県公安委員会委員長 冏 保 耀

子

野辺地警察署上北郡野辺地町字新町裏一	"	"	三月十四日
弘前警察署弘前警察署	"	"	三月九日
十和田警察署	"	"	二月十七日
黒石警察署黒石警察署	11	"	月 男田
青森県総合社会教育センター青森市大字荒川字藤戸一一	11	11	一平 月二十 十一日 年
五所川原警察署	"	"	十二月"
弘前市総合学習センター弘前市大字末広四丁目一〇	II.	11	日十
八戸・城下一丁目一六の二	II	11	十一月十六日
ジョイワーク三戸関根四の一一	11	"	十月二十四日
むつ市立図書館	"	"	十月十九日
七戸警察署と北郡七戸町字大沢五七の	"	n,	十月八日
五戸警察署三戸郡五戸町字下モ沢向一	"	n	九月十五日
鰺ヶ沢警察署 二 七 二 世 二 世 二 世 二 世 二 世 二 世 二 世 二 世 二 世 二 世	"	n.	九 月 六 日

### 講習科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 2 猟銃及び空気銃の使用、 保管等の取扱い
- 3 猟銃用火薬類に関する法令

受講者の資格

### 兀 受講手続

新を受けようとする者 青森県公安委員会の管轄区域内に住所を有し、猟銃又は空気銃の所持の許可の更

## 1

- 署に、猟銃等講習受講申込書二通に必要な事項を記入し、写真 (提出前六月以内 撮影年月日を記入したもの) 二枚を添えて提出すること。 に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のライカ判のもので、裏面に氏名及び 講習を受けようとする者は、講習開催日の十日前までに住所地を管轄する警察
- 五 講習修了証明書の交付 講習を受けようとする者は、受講手数料を青森県収入証紙により納付すること。

する。 講習修了証明書は、講習会における講習を受け、所定の科目を修得した者に交付

## 青森県公安委員会告示第二十二号

成十四年国家公安委員会規則第一号) 第二条の規定により公示する。 者等早期援助団体として指定したので、犯罪被害者等早期援助団体に関する規則 (平 年法律第三十六号。以下「法」という。) 第二十三条第一項の規定により、犯罪被害 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律 (昭和五十五

平成二十二年三月十二日

社団法人あおもり被害者支援センター

(\_\_\_)

青森市中央三丁目二〇の三〇

代表者の氏名

 $(\equiv)$ 

青絑県公安委員会委員長 冏 保 耀 子

名称及び住所並びに代表者の氏名

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人) 県号

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目 | 番七七号(印刷所・販売人)

定価小口一枚二付十五円一銭 毎週月・水・金曜日発行 田﨑博

援助事業を行う事務所の名称及び所在地

社団法人あおもり被害者支援センター

所在地

青森市中央三丁目二〇の三〇

当該法人が行う援助事業に係る犯罪被害等 法第二条第四項に規定する犯罪被害等

Ξ

指定を行った年月日

兀

平成二十二年二月二十四日